

3.財産的基礎等

ざっくり言うと

銀行より預金残高証明書を
発行してもらうことで証明。
(申請者名義の口座残高)

預金残高が500万円以上あればOK
(純資産が500万円以上でも可)

4.欠格要件

- ・破産者でないこと（現在）
- ・成年被後見人、被保佐人でないこと
- ・禁固刑以上（刑期を終えて5年未経過）、暴力的行為は罰金でもアウト
- ・建設業許可の取消処分または、建設業法上の処罰を受けて5年未経過
- ・暴力団員及びその関係者

etc.....